

広情個審第45号
平成29年1月30日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年1月21日付け広市教学指一第164号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第96号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年1月21日付け広市教学指一第164号の諮問事案（諮問第96号事案）

平成26年10月31日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月13日付け広市教学指一第130号で行った公文書不開示決定に対する同年12月15日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記公文書開示請求に対して行った不開示決定を取り消し、平成26年度広島市教科用図書採択審議会委員名簿（以下「本件請求対象公文書1」という。）及び平成26年度広島市教科用図書採択審議会調査員名簿（以下「本件請求対象公文書2」という。）を開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件請求対象公文書1ほか1件の開示請求に対し、実施機関が平成26年11月13日付けで行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主な主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「委員や調査員は再任される可能性が高く、委員名簿及び調査員名簿を公開することにより、今後の教科用図書採択の適正かつ公正な審議に影響を及ぼすおそれがある」としているが、広島市教科用図書採択審議会規則には委員・調査員の任期は規定されているが、再任についての規定はない。実態として再任があったとしても、市教委は委員及び調査員が再任されることで、どのように「適正かつ公正な審議に影響を及ぼす」ことになるのか証明しなければ「再任される可能性が高」いことを

もって委員及び調査員の名前を不開示にすることはできない。

イ 条例第7条第1号においては「個人を識別できる氏名等の個人情報や公にすると個人の利益を害するもの」を除き公開するとされているが、同号ただし書により「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は公開情報とされているから、委員及び調査員の氏名は開示すべきものである。

ウ 不開示理由を条例第7条第3号としているが、同号に規定された例示ア～オのいずれに該当するのかが明らかではない。ウが該当理由だと考えられるが、なぜ委員及び調査員の氏名を公開したら調査研究に係る事務に関しその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する「おそれ」が生じるのかを証明する必要がある。

「おそれ」は名目的なものや単に確率的な可能性ではいけないのであって、公表されればほぼ「法的措置に値する」支障が生じる程度のものでなければ「おそれ」とはならないのである。したがって、委員及び調査員の氏名が公表されれば次期採択時（4年後）に教科書採択の調査研究に係る事務に関しその公正かつ能率的な遂行をどのように「法的保護に値する」程度に不当に阻害するおそれが生じるのかにつき、事例などの収集に基づいて具体的に証明する必要がある。

高槻市、甘日市市では、氏名を公開しているが何ら問題は生じていない。

エ 「再任」され次期（4年後）の教科書採択の採択関係者となる可能性があることで「教科用図書採択の適性かつ公正な審議に影響を及ぼすおそれがあるため」不開示としている。4年後に再任の可能性があるので、その間に教科書会社や特定の教科書の採択に賛否の意見を持つ政治勢力などからの「不法」な働きかけがあることで今後の教科用図書採択の適正かつ公正な審議に影響を及ぼすからという理由であるならば、「不法」な働きかけに対しては行政として法に基づいた適正な対応をし、不法行為を排除すべきである。条例の目的を踏まえ、再任規定もなく、4年度に再任するかどうかも確定していない委員及び調査員の名前の公開について慎重かつ適正・公正に判断する必要がある。

3 実施機関の主張要旨

説明書等及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 教科用図書の採択に当っては、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働き

かけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正に採択がなされるよう、適切に対応することが求められており、慎重に対応する必要がある。

実際に、他都市では、教科書発行者が、採択終了後、調査員に対して、調査についての個人的見解を求める事例があった。教科書発行者は、児童数65,000人を抱える大規模な本市における教科用図書の採択に深い関心を持っている。委員や調査員は再任される可能性が高く、委員及び調査員の名簿を公開すると、採択が終了しても、教科書発行者からの宣伝活動、様々な立場の市民、団体等の働きかけが過熱し、委員及び調査員の本来の職務に支障を来すことが想定できる。このようなことが起これば、今後、静ひつな採択環境を確保することが難しくなり、教科用図書採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあった。

- (2) 教科用図書採択に当っては、平成26年度からは1採択地区で採択を行っているが、それ以前は3採択地区を設け、それぞれ採択を行っていた。

3採択地区で採択を行っていた当時、委員及び調査員の人数は、平成26年度以降の約3倍であったため、教科書発行者等からの働きかけを受ける確率が高かった。このため委員及び調査員の名簿を公開しないこととしており、本件開示請求に対しても、今後の教科用図書採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあった。

- (3) 平成26年度の委員及び調査員に対しては、名簿を公開しないことを約束していることから、名簿を開示する場合には、開示に至った経緯を説明する必要性が生じ、今後の教育事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 平成27年度以降は、世論、国や政令市の動向等により、教科書採択に係る教育委員会会議公開の気運が高まっている状況にあると認められたことから、委員及び調査員の名簿を公開している。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件請求対象公文書及び本件不開示公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、本件請求対象公文書1及び本件請求対象公文書2である。

実施機関は、本件請求対象公文書1及び本件請求対象公文書2を条例第7条第3号に該当するとして、不開示決定を行った。

当審査会が見分したところ、次の事項が記載されていることが認められた。

ア 本件請求対象公文書1

委員は広島市立小学校、広島市立高等学校及び広島市立大学の教員と広島市立小学校の保護者代表であり、各委員の肩書、氏名、所属が記載されている。

イ 本件請求対象公文書2

調査員は広島市立小学校の教員であり、教科ごとに、各調査員の氏名、職名、所属が記載されている。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 実施機関は、上記3のとおり、委員や調査員は再任される可能性が高く、採択が終了しても、名簿を開示した場合、委員や調査員に対する教科書発行者等からの働きかけが過熱し、委員及び調査員の本来の職務に支障を来すことが想定でき、今後、静ひつな採択環境を確保することが困難となり、教科用図書採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第3号に該当する旨主張している。

イ しかしながら、条例第7条第3号の不開示情報に該当するには、当該不開示情報を開示することにより生じる実施機関の事務への「支障」の程度については、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行に支障を生じることについて具体的な蓋然性が認められなければならない。

ウ 以下、実施機関が主張する「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について検討する。

a 実施機関は、委員及び調査員が再任される可能性が高いことを前提としているが、本審査会が口頭意見陳述において実施機関に確認したところ、委員や調査員で再任された者は1名のみであったから、委員や調査員が再任される可能性が高いとは言えず、実施機関の主張はその前提を欠いているものであると言える。

b 実施機関は、委員及び調査員の名簿を公開した平成27年度以降、委員や調査員が、教科書発行者等から働きかけを受けた実態はないと述べ、その理由として、それまで教科用図書の採択地区が3地区であったものを平成26年度以降は1地区に変更したことにより、調査員の人数が約3分の1に減少し、教科書発行者からの宣伝活動、様々な立場の市民、団体等からの働きかけを受ける確率が低くな

ったためであるとの趣旨の主張をしている。

しかしながら、そもそも名簿公開後も委員や調査員が教科書発行者等からの働きかけを受けた実態はないのであるから、実施機関が主張するおそのの程度は、抽象的な可能性にとどまるものであり、名簿を開示したとしても、委員及び調査員に対する教科書発行者等からの働きかけが過熱するなどして、教科用図書採択事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは言えない。

- c 実施機関は、平成26年度の委員及び調査員に対しては、名簿を公開しないことを約束していることから、名簿を開示した場合、今後の教育事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

本審査会が口頭意見陳述において実施機関に確認したところ、平成26年度の委員及び調査員に対して「名簿を公開しない」旨を口頭で説明していたにすぎず、上記説明に反し、名簿を公開することについては、その経緯等を委員及び調査員に説明することが望まれるとしても、そのことで教育事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは言えない。

- エ 以上のことから、本件請求対象公文書1及び本件請求対象公文書2は開示すべきである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 1. 21	広市教学指一第164号の諮問を受理（諮問第96号で受理）
28. 10. 21 （第1回審査会）	第1部会で審議
28. 11. 22 （第2回審査会）	第1部会で審議
28. 12. 9 （第3回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授